

校区自主防災会結成届出様式

- (1) 校区自主防災会結成届出書 …………… 別添 1
- (2) 校区自主防災会規約（作成例）…………… 別添 2
- (3) 校区自主防災会連絡網（組織図）…………… 別添 3

※ 自主防災会結成に際しましては、本様式を利用して、
必要事項を記入の上、防災対策課へ提出をお願いします。

第1号様式

久留米市自主防災組織結成届

平成 年 月 日

久留米市長 様

届出者 住所 _____

氏名 _____ ⑩

電話 _____

自主防災組織を下記のとおり結成しましたので、届け出ます。

記

1. 自主防災組織の名称 _____

2. 自主防災組織の代表者（会長）

・住所 _____

・氏名 _____

・電話 _____

3. 結成年月日

平成 年 月 日

4. 添付書類

(1) 自主防災組織規約

(2) 役員名簿

久留米市自主防災組織結成届

平成〇〇年〇〇月〇〇日

久留米市長 様

届出者 住所 久留米市〇〇町〇〇123-4
氏名 〇〇 〇〇 印
電話 〇〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇

自主防災組織を下記のとおり結成しましたので、届け出ます。

記

1. 自主防災組織の名称 〇〇校区自主防災会

2. 自主防災組織の代表者（会長）

・住所 久留米市〇〇町〇〇123-4

・氏名 〇〇 〇〇

・電話 〇〇〇〇(〇〇)〇〇〇〇

3. 結成年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

4. 添付書類

- (1) 自主防災組織規約
- (2) 役員名簿

久留米市〇〇校区自主防災会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、〇〇校区自主防災会（以下「校区自主防災会」という）と称し、事務局を〇〇校区コミュニティ組織内に置く。

（目的）

第2条 校区自主防災会は、災害対策基本法及び久留米市地域防災計画の規定により、地域の連帯と相互協力の精神に基づいて、防災意識の高揚を図るとともに、地震、風水害等の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（組織とその任務）

第3条 校区自主防災会は、単独又は複数の自治会(町内会)等の区域で組織された自主防災部で構成され、自主防災部の育成強化、防災に関する知識などの普及に努め、災害時には情報伝達、初期消火、避難誘導、救出救護、応急手当等を実施する。

（役員）

第4条 校区自主防災会には次の役員を置く

- | | |
|-----------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 防災部長 | 名 |
| (4) 防災副部長 | 名 |

（役員任期）

第5条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

（役員職務）

第6条 会長及び防災部長は、それぞれ校区自主防災会及び自主防災部を代表し、災害時には応急対策の指揮をとる。

- 2 副会長及び防災副部長は、会長及び防災部長を補佐し、事故あるいは欠けたときはその職務を行う。

（役員会）

第7条 校区自主防災会の会議は、役員会とし、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は会議の長となり、議事を進行する。
3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決する。

(防災計画)

第8条 校区自主防災会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は次の事項について定める。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 災害発生時における情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導、炊き出し等に関すること。
- (5) その他必要とする事項。

(会計)

第9条 校区自主防災会の会費及び運営に関する費用は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

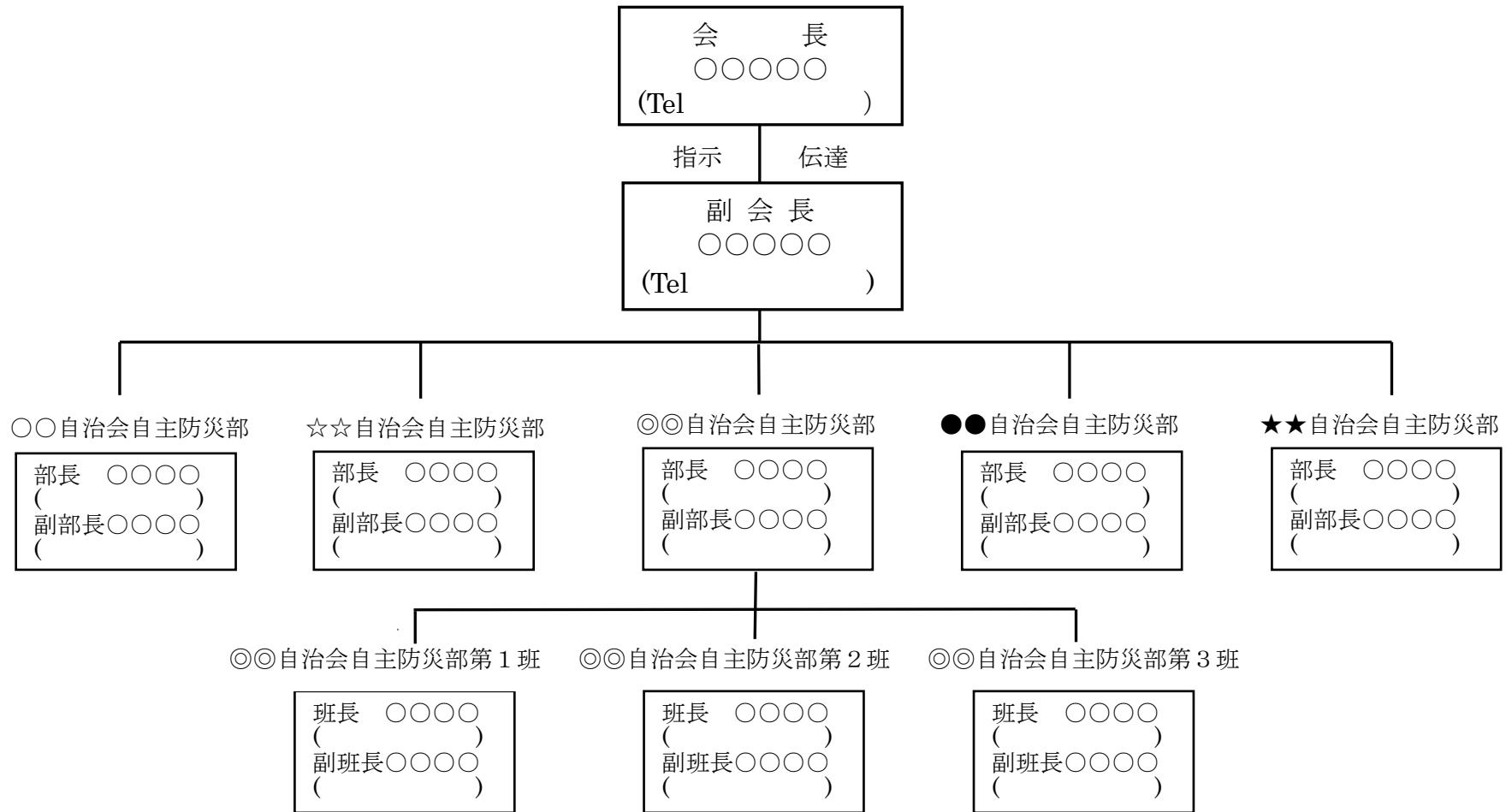
(雑則)

第10条 この規約に定めていない校区自主防災会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

(附則)

この規約は、平成〇〇年〇月〇〇日から実施する。

〇〇校区自主防災会連絡網（組織図）



* お名前と電話番号を記入してください。

* 自主防災部(自治会)については、現在使用されている連絡網（電話番号一覧）を提出してください